

死因究明の推進にかかる取組について



文部科学省
高等教育局医学教育課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

第1次死因究明等推進計画における文部科学省の施策

1. 死因究明等に係る人材の育成等

- 国公立大学を通じて、死因究明等に係る教育拠点整備のための取組を支援しており、法医学・歯科法医学・法中毒学等の死因究明等に係る分野を志す者や新たに取組に参画する者を増加させ、その成果の普及を促すこと等を通じ、引き続き、取組の継続・拡大に努める。
- 医学・歯学・薬学教育モデル・コア・カリキュラムで策定された内容の大学への周知を行う際に、本計画等を踏まえた教育内容の充実を要請することにより、卒業時までに学生が身に付けておくべき実践的能力の定着を図る。
- 日本医師会・日本歯科医師会と連携した医師・歯科医師に対する死因究明等に係る定期的な研修会の実施・協力について、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。
- 医学部・歯学部・薬学部における死因究明等に係るカリキュラム内容や教育方法等の事例について、各大学医学部・歯学部・薬学部の教育責任者等が参加する会議等の場を活用し、積極的に紹介する。

2. 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

- 国公立大学を通じて、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組を支援しており、法医学・歯科法医学・法中毒学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点を整備し、その成果の普及を促すこと等を通じ、引き続き、取組の継続・拡大に努める。

1. 死因究明等に係る人材の育成等

※薬学教育で死因究明に関する記載を新設

医学教育モデル・コア・カリキュラム（抜粋） 令和4年度改訂

第2章 学修目標

SO-03: 法医学

死の判定や死亡診断と死体検案を理解する。

SO-03-01: 死と法

SO-03-01-01 植物状態、脳死、心臓死及び脳死判定について理解している。

SO-03-01-02 異状死・異状死体の取扱いと死体検案について理解している。

SO-03-01-03 死亡診断書と死体検案書を作成できる。

SO-03-01-04 個人識別の方法を理解している。

SO-03-01-05 病理解剖、法医解剖(司法解剖、行政解剖、死因・身元調査法解剖、承諾解剖)について理解している。

※医学教育モデル・コア・カリキュラムとは、医学生が卒業時まで身に付けておくべき、必須の実践的診療能力（知識・技能・態度）を明確化したもの。（6年間の総学修時間数の2/3程度に相当）

歯学教育モデル・コア・カリキュラム（抜粋） 令和4年度改訂

C-4-4 法歯学

歯科的立場において社会での治安維持に貢献するために、法歯学に基づく方法を理解する。

学修目標：

C-4-4-1 事件、事故及び災害時の犠牲者に対する法歯学的検査の手順、方法及びこれに関連する法規を理解している。

C-4-4-2 歯科領域に関連する損傷の検査及び鑑定について理解している。

C-4-4-3 法医解剖(司法解剖、行政解剖、死因・身元調査法解剖、承諾解剖)を理解している。

C-4-1-2 口腔と全身の健康との関連を理解している。

※歯学教育モデル・コア・カリキュラムとは、歯学生が卒業時まで身に付けておくべき、必須の実践的診療能力（知識・技能・態度）を明確化したもの。（6年間の総学修時間数の6割程度に相当）

薬学教育モデル・コアカリキュラム（抜粋） 令和4年度改訂

<学修目標>

3)死因究明に関する社会的な影響、国際的な動向の解析、関連する規制・制度、及び関連法規の理解のもとに、実効性のある薬学的アプローチを立案する。

<学修事項>

(7) 死因究明における毒性学・法中毒学的アプローチ

※薬学教育モデル・コアカリキュラムとは、薬学生が卒業時まで身に付けておくべき、必須の能力（知識・技能・態度）を明確化したもの。（6年間の総学修時間数の7割程度に相当）

2. 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点

(R5.5現在)

(1) 国立大学法人運営費交付金による支援 8件

(2) 国の補助金による支援 7件

金沢大学

- 「医歯工法連携による次代の法医学者および地域関連人材の養成」(秋田大学、金沢医科大学)(R3年度～R7年度)

名古屋大学

- 「人体を統合的に理解できる基礎研究医の養成」(名古屋市立大学、岐阜大学、三重大学、浜松医科大学、愛知医科大学と連携)(H29年度～R3年度)

広島大学

- 「死因究明のための人材育成及び地域拠点化モデル -死因究明に必要な分野横断型専門家育成と学内外連携及び地域拠点化を目指して-」(H29年度～H30年度)

長崎大学

- 「死因究明高度専門職業人養成事業」(H22年度～26年度)
- 「学際的アプローチによる死因究明教育センターの拡充と法医(歯)学専門家育成プロジェクト」(H27年度～H28年度)

大阪大学

- 「『死因究明学』の創造と担い手養成プラン」(H26年度～R3年度)
- 「『次のいのちを守る』人材育成教育研究拠点形成事業」(R5年度～R9年度)

滋賀医科大学

- 「地域で活躍するForensic Generalist, Specialistの育成」(京都府立医科大学、大阪医科薬科大学)(R3年度～R7年度)

横浜市立大学

- 「実践力と研究力を備えた法医学者育成事業」(琉球大学、北里大学、龍谷大学と連携)(H29～R3年度)

東京医科歯科大学

- 「法医学・法歯学に関する医歯融合型の新分野構築プロジェクト」(H25～H27年度)
- 「精度の高い死因究明のための人材養成プロジェクト」(H28年度)

新潟大学

- 「災害・脳・法律に精通した死因究明に携わる高度専門職業人養成プログラム」(H29年度～R3年度)

北海道大学

- 「死因究明等を担う法医学的知識を有する人材育成プラン」(H28年度～R2年度)
- 多職種連携による死因究明等の推進と総合的人材育成プロジェクト(R3年度)

東北大学

- 「法医養成教育プログラムの開発」(H22～26年度)
- 「高度化・多様化する死因究明・身元確認に対応する『法医・法歯・法放射線シナジーセンター』プロジェクト」(H27年度～H29年度)

筑波大学

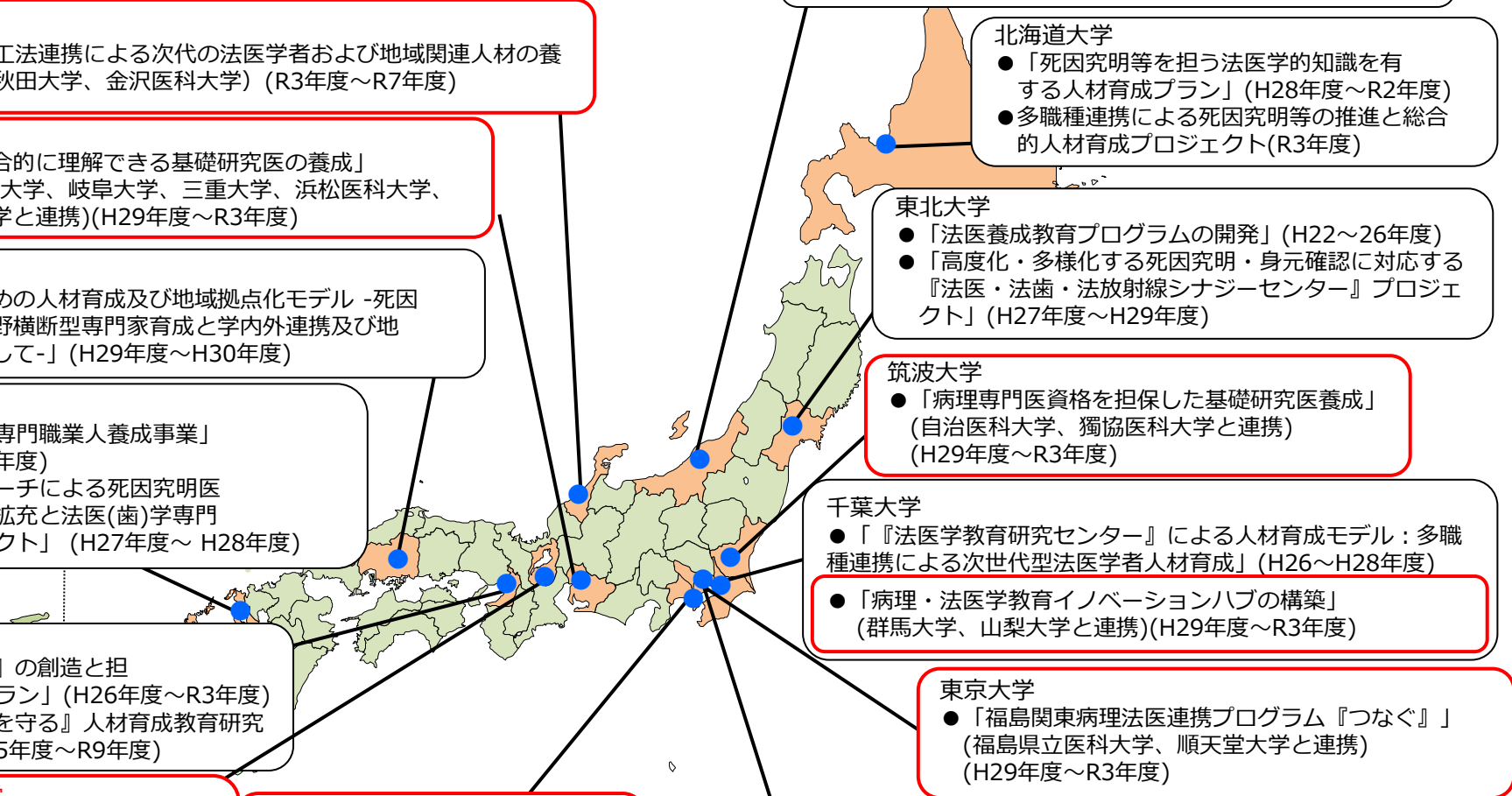
- 「病理専門医資格を担保した基礎研究医養成」(自治医科大学、獨協医科大学と連携)(H29年度～R3年度)

千葉大学

- 「『法医学教育研究センター』による人材育成モデル：多職種連携による次世代型法医学者人材育成」(H26～H28年度)
- 「病理・法医学教育イノベーションハブの構築」(群馬大学、山梨大学と連携)(H29年度～R3年度)

東京大学

- 「福島関東病理法医連携プログラム『つなぐ』」(福島県立医科大学、順天堂大学と連携)(H29年度～R3年度)

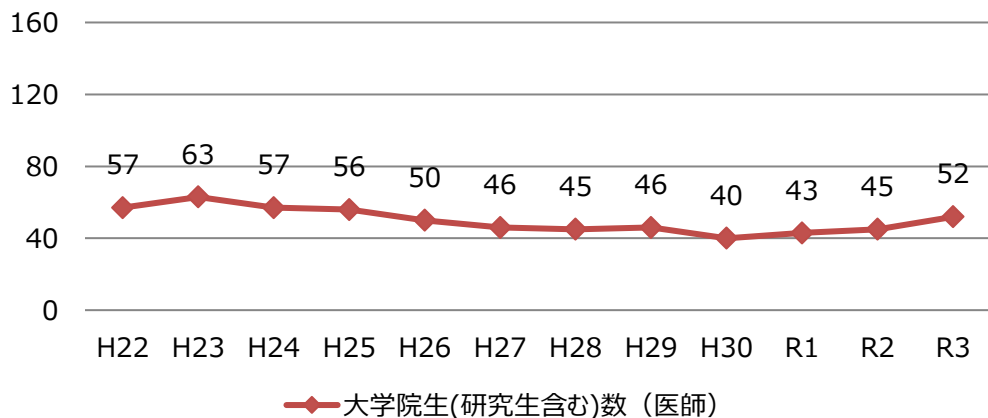


法医学・歯科法医学分野における人材養成数及び大学に所属する教員数

1. 人材養成数の推移

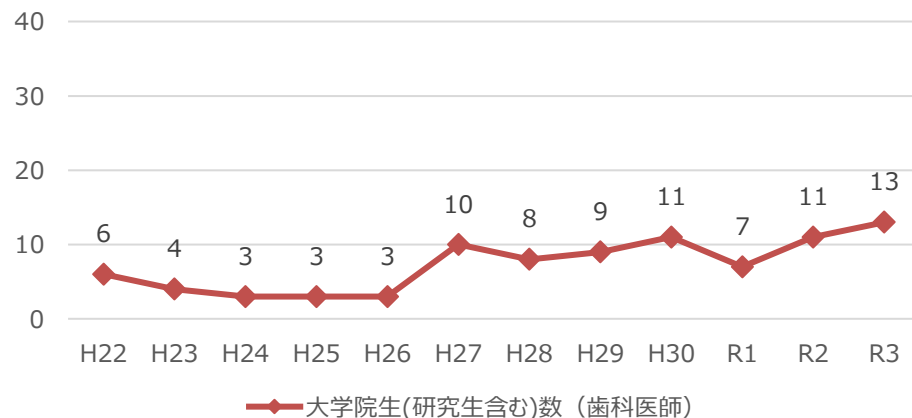
【法医学講座に所属する大学院生数】

(単位：人)



【歯科法医学講座に所属する大学院生数】

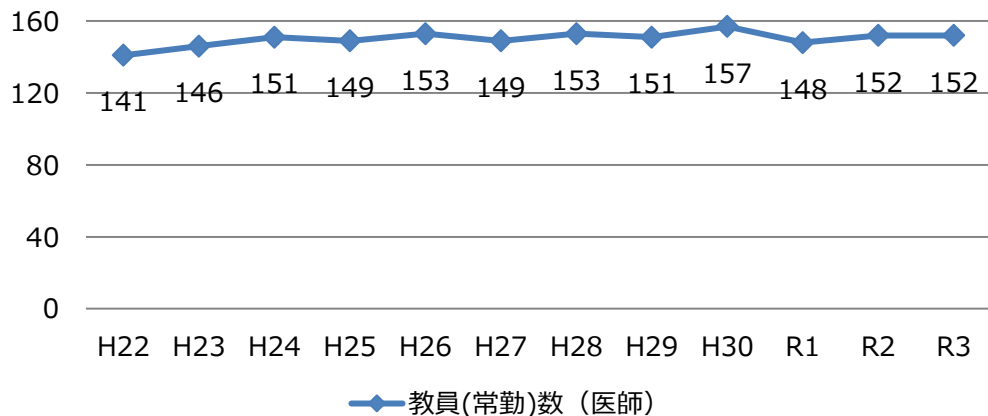
(単位：人)



2. 教員数の推移

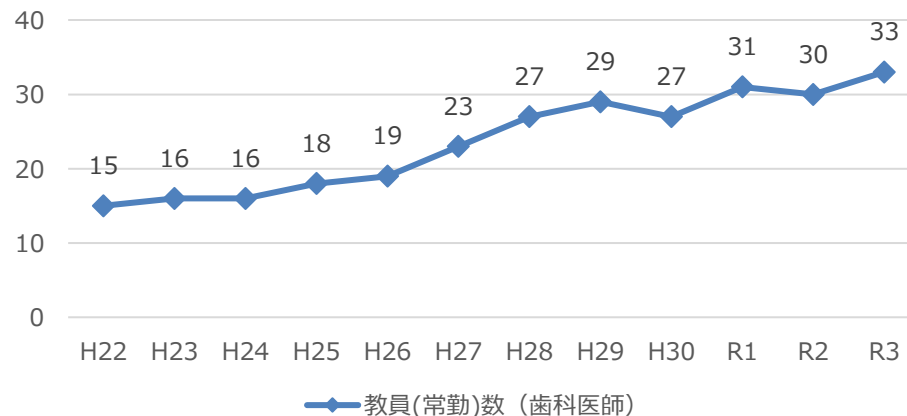
【法医学講座に所属する教員数】

(単位：人)



【歯科法医学講座に所属する教員数】

(単位：人)



2. 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備（参考資料）

大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業

基礎研究医養成活性化プログラム（平成29年度選定）

令和3年度予算額

0.3億円

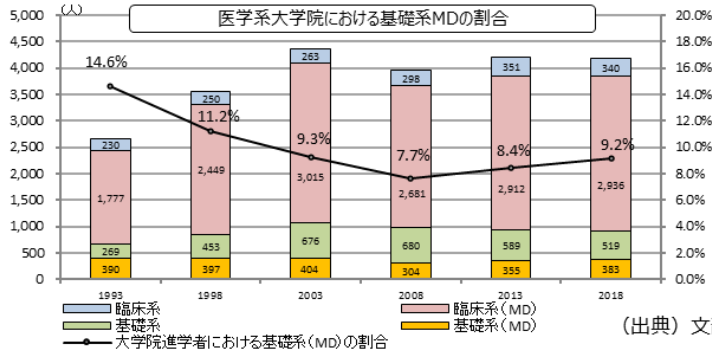
（平成29年度予算額

1.0億円）



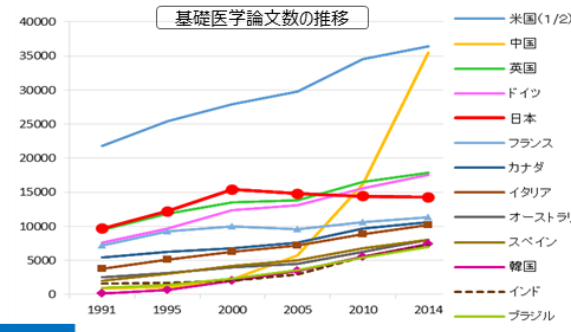
課題

①医学・医療の基盤である基礎医学研究は、医学部学生への教育や、基礎から臨床への橋渡し研究においても重要な役割を果たしている。一方で、基礎医学研究においては特に将来を担うべき若手医師の割合が減少している。



・基礎系に進学する医師（基礎系MD）は極めて少なく、基礎医学は崩壊の危機。（MD:医師免許を持つ者）

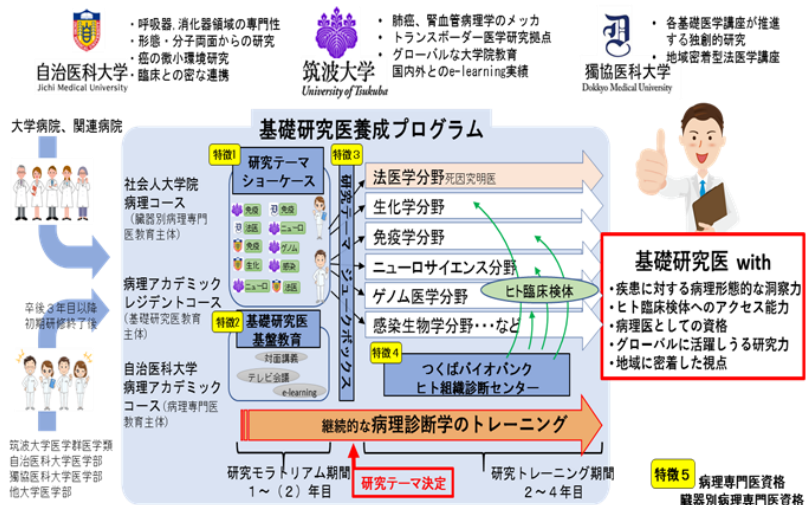
②近年、中国や韓国等の新興国においても基礎研究への取組が強化され、日米欧を急速に追い上げてきているなど、我が国の国際競争力は相対的に低下傾向にある。



・基礎医学論文数は、中国が大幅に増加、韓国、インド、ブラジルが10年間で倍以上の伸びを示しているなか、日本は低調。

対応策

■取組の例：病理専門医資格を担保した基礎研究医養成（筑波大学）



一事業期間：最大5年間 財政支援（平成29年度～令和3年度）

一選定件数・単価：5件 × 約700万円

「医療分野研究開発推進計画」（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）（抜粋）

・医療の研究開発を持続的に進めるためには、基礎研究を強化し、画期的なシーズが常に産み出されることが必要である。

「死因究明等推進計画」（平成26年6月13日閣議決定）（抜粋）

2 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備

・死因究明等に係る分野を志す者を増加させることや、魅力あるキャリアパスの形成を促すことを含めて、引き続き、取組の継続・拡大に努めていく。

「死因究明等推進基本法」（令和2年4月施行）（抜粋）

死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上、死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

【取組・期待される成果】

①基礎医学における分野*のうち各大学の強みを踏まえた基礎研究医養成のための連携体制を構築。

* 法医学、解剖学、生理学、生化学、病理学、免疫学、細菌・ウイルス学、薬理学、公衆衛生学、その他

②海外機関も含めた人材の交流による教育プログラムの活性化や、キャリアパス（国際機関、研究機関への就職、テニュアポストの確保）の構築。

基礎研究において、成果の臨床応用をイメージできる医師の立場から研究に関わる人材がより多く関わることにより、基礎研究が強化され、真に実効性のある応用研究が推進できるほか、画期的なシーズが常に産み出される環境を構築。

病理学や法医学分野等における基礎研究医の養成と確保の成果

1. 本事業の状況

平成29年度から開始した本事業は、大学院博士課程（修業年限4年）において、基礎研究医の養成、特に病理学・法医学分野の研究医を養成することを目的とし、5年間で19大学が連携し、12の教育プログラム・コースをもうけ、合計94名を受け入れ、令和4年までに32名の修了者を輩出した。

2. 各大学の実績

大学※()内は連携大学	事業名称	養成分野	キャリアパスに関する計画
筑波大学 (自治医科大学, 獨協医科大学)	病理専門医資格を担保した基礎研究医育成	病理学、法医学	・基礎医学系ポスト、病院講師ポスト等を確保
千葉大学 (群馬大学, 山梨大学)	病理・法医学教育イノベーションハブの構築	病理学、法医学	・大学院、附属病院、法医学教育センターにおける特任助教ポスト等を確保
東京大学 (福島県立医科大学, 順天堂大学)	福島関東病理解法医連携プログラム「つなぐ」	病理学	・病理学講座、附属病院における助教ポスト等を確保
名古屋大学 (名古屋市立大学, 岐阜大学, 三重大学, 浜松医科大学, 愛知医科大学)	人体を統合的に理解できる基礎研究医の養成	病理学、法医学	・基礎医学領域、統合医薬学領域の特任助教ポスト等を確保
横浜市立大学 (琉球大学, 北里大学, 龍谷大学)	実践力と研究力を備えた法医学者育成事業	法医学	・法医学関連領域のポスト等を確保

大学名	人材養成数												教育プログラム・コース数												
	H29		H30		R1		R2		R3		合計		H29		H30		R1		R2		R3		合計		
	目標値	成果実績	目標値	成果実績	目標値	成果実績	目標値	成果実績	目標値	成果実績	目標値	成果実績	目標値	成果実績	目標値	成果実績	目標値	成果実績	目標値	成果実績	目標値	成果実績	目標値	成果実績	
筑波大学	0	0	4	4	4	5	4	4	4	2	16	15	0	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
千葉大学	0	3	0	1	5	3	6	4	6	2	17	13	0	2	0	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4
東京大学	0	0	4	5	3	1	3	3	3	4	13	13	0	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
名古屋大学	0	0	8	23	8	10	8	6	8	11	32	50	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
横浜市立大学	1	1	1	0	1	1	0	1	0	0	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	1	4	17	33	21	20	21	18	21	19	81	94	1	3	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12

○事業の普及促進を目的としたフォーラム等の開催実績

開催回数	参加大学数	参加者数
121回	延べ219校	延べ5,380人

大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 基礎研究医養成活性化プログラム

令和5年度予算額
(前年度予算額)

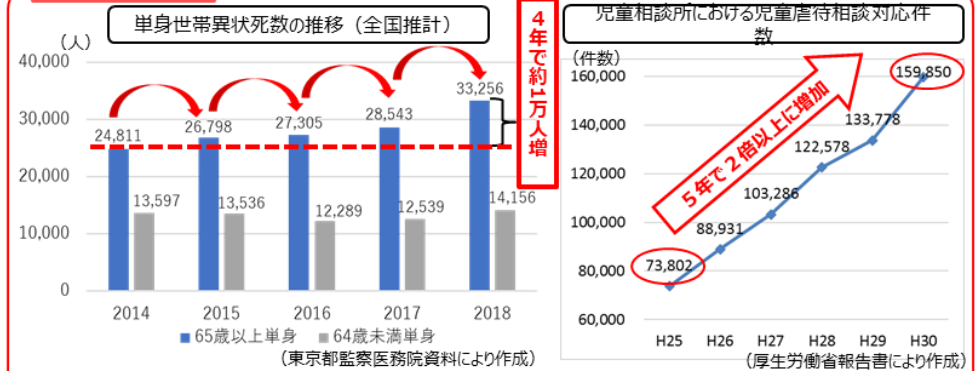
0.4億円
0.4億円)



背景・課題

- 令和2年4月施行の死因究明等推進基本法、令和3年6月1日閣議決定の死因究明等推進計画を踏まえ、犯罪見逃しの防止や未知の感染症の疑いのある遺体の取扱いなど、我が国の治安や公衆衛生の向上に向けて、死因究明等の取組を促進する必要がある。
- 一方、死因究明等を担う医師や歯科医師が全国的に不足する中、大学における法医学・歯科法医学の人材育成体制のさらなる充実の必要がある。
⇒法医学解剖医等の地域偏在と不足の解消
- 児童虐待の相談件数が大幅に増える中で、虐待の見逃しが懸念されており、児童の受けた傷からその原因を法医学の観点から適切に診断できる人材が新たに参画する必要がある。
⇒小児科等臨床医と連携する法医学人材の不足の解消
- 新型コロナウイルス感染症等未知の感染症の疑いのある異状死体の検死に当たり、解剖従事者等の不安を解消する必要がある。
⇒未知の感染症に対応できる人材不足と解剖設備等の未整備の解消

各種データ



○47都道府県の大学法医学教室に在籍する法医学の数は、最も多い東京都で21人いる一方、16の県で1人しかいない。
○日本法医学会アンケートによると、全国90機関※中、新型コロナウイルス感染症等の疑いのある遺体を安全に受け入れ可能と回答したのは17機関に止まる ※各地の監察医務院及び日本法医学会加入の医科・歯科大学

事業概要

【法医学の知見・能力を臨床医学等に活用できる医師等の養成】

- 法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学及び自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院学生の養成や、臨床医・臨床歯科医の学び直しを行う教育拠点を構築。
- 死因究明等に関するデータの管理・分析機能を集約化し、データを活用し児童虐待等の痕跡や薬毒物中毒による死因の判別など、死因究明等に関する優れた知識・技能を有する人材を養成するプログラムを構築。

- ◇事業期間：最大5年間（令和3年度～7年度）
- ◇選定件数・単価：2拠点×2,000万円

＜選定大学の取組＞

金沢大学
5年間の履修者目標数：
本科コース4名、インテンシブコース20名

医歯工法連携による次代の法医学者および地域関連人材の養成

目指す人材像：鑑定データによる先駆的な臨床法医学を実践する法医学人材

臨床法医学教育先進コンソーシアムの形成（約15機関）

先駆的臨床法医学者養成プログラム（4年制）

【法医学基礎科目】
【法医学先端研究科目】

【本邦最先端研究】
【海外最先端研究】

【本邦最先端研究】
【海外最先端研究】

【本邦最先端研究】
【海外最先端研究】

【本邦最先端研究】
【海外最先端研究】

【本邦最先端研究】
【海外最先端研究】

滋賀医科大学

5年間の履修者目標数：3つの課程プログラム
7名、インテンシブコース22名

地域で活躍する Forensic Generalist, Specialist の養成

先駆的・特色ある取り組みに基づく教育

【法医学の養成：能力を磨くべき重要課題】

- 法医学の基礎知識の習得
- 法医学の応用知識の習得
- 法医学の応用技術の習得
- 法医学の応用実践力の習得

【法医学に関する優れた知識・技能を有する専門員】

- 法医学の基礎知識の習得
- 法医学の応用知識の習得
- 法医学の応用技術の習得
- 法医学の応用実践力の習得

【法医学の養成】

- 法医学の基礎知識の習得
- 法医学の応用知識の習得
- 法医学の応用技術の習得
- 法医学の応用実践力の習得

【期待される効果】

- 法医学の基礎知識の習得
- 法医学の応用知識の習得
- 法医学の応用技術の習得
- 法医学の応用実践力の習得

＜期待される成果＞

- ☆死因究明等の知識・技能を身に付けた医師・歯科医師の増加と地域間での人材の循環による死因究明の推進
- ☆大学や自治体間でのデータベースの構築による死因究明等の質の向上と児童虐待等の早期発見・防止への活用
- ☆未知の感染症等が疑われる死因不明遺体の受入体制強化による公衆衛生の向上

法医学分野における基礎研究医の養成と確保 (基礎研究医養成活性化プログラム) のこれまでの実績について

1. 基礎研究医養成活性化プログラム

コース名	対象	期間	養成する人材像	受入目標 R4～7年	受入実績 R4年
【金沢大学】 先駆的臨床法医学者養成プログラム	博士課程学生	4年	鑑定データベース等を活用し先駆的な臨床法医学を实践する法医学者及び歯科法医学者	4	1
【金沢大学】 先駆的臨床法医学者養成プログラム	医師、歯科医師、看護師、警察職員、児童相談所職員、法学的研究者	2年	鑑定データベース等を活用し先駆的な臨床法医学を实践する地域関連人材	20	10
【滋賀医科大学】 Forensic Physician養成コース	博士課程学生	4年	法医学に関する知見や能力を備えた臨床医	2	3
【滋賀医科大学】 Forensic Dentist養成コース	博士課程学生	4年	法医学に関する知見や能力を備えた歯科医	2	2
【滋賀医科大学】 Forensic Specialist養成コース	博士課程学生	4年	法医実務や鑑定を主たる業務とし、法医学の専門家	3	3
【滋賀医科大学】 Police Doctor養成コース	医師・歯科医師	2ヶ月	警察協力医、子ども家庭相談センターの委託医として死体検案、身元確認、犯罪被害者の診察等に従事できる人材	12	54